地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令要綱

１　選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第二条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」という。）の前日（選挙人の年齢については、当該選挙の期日）現在により当該告示日の前日に行うものとすること。（第一条関係）

２　署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

（１）法第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る条例制定等の請求のための署名収集の禁止期間は、それぞれの選挙の期日前六十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とするものとすること。（第二条関係）

（２）（１）については、令和九年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙又は公職選挙法第三十四条の二の規定を適用することができる地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期満了による選挙のうち特定のものについては適用しないものとすること。（第三条関係）

３　その他

（１）指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならないものとすること。（第四条関係）

（２）その他所要の規定の整備を行うこと。

（３）この政令は、公布の日から施行するものとすること。（附則関係）